平成２３年（フ）第３１１５号
愛知県海部郡大治町大字西條字平ケ野45番地の１　グランドールエコー105号
破産者　八神　許行
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３３号
名古屋市中村区日吉町９番地　エスポア日吉501号
破産者　藤原　健司
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３８９号
名古屋市熱田区四番２丁目14番16号
破産者　高月運送こと　高月　礼文
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７４８８号
奈良県生駒市北田原町1133番地
破産者　野口　和則
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２３８号
大阪府高槻市大和２丁目８番７号
破産者　山村　正勝
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９３号
大阪府東大阪市若江東町２丁目７番１―1506号、前住所大阪府東大阪市若江東町２丁目７番２―1407号
破産者　大江　　裕
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６６号
沖縄県那覇市識名３―７―15―301、開始決定時の住所大阪府門真市常称寺町９番２号
破産者　神野薫こと　全　　薫
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８６７号
大阪市旭区千林２丁目15番16号
破産者　久野　広一
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９２１号
大阪府吹田市南金田２丁目19番31号
破産者　小松商事こと　小松南海男
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９２２号
大阪府吹田市南金田２丁目19番31号
破産者　小松　弘子
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７７５号
大阪市東淀川区大桐１丁目18番７号
破産者　萩原喜久子
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２７号
大阪府寝屋川市東神田町８番11―203号、前住所堺市中区八田北町666番地グリーンベルノモリ207号、申立時の住所堺市中区深井沢町3126番地　グランドール深井302号
破産者　神野　泰一
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５４６号
大阪府河内長野市南花台３丁目４番34―104号、開始時大阪府河内長野市加賀田2797番地の９
破産者　岩橋　俊和
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２３０号
神戸市長田区長田天神町４丁目７番１―204号
破産者　島本　美香（旧姓三ヶ島）
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５３号
兵庫県三田市あかしあ台３丁目28番地　７棟303号、開始決定時の住所兵庫県三田市ゆりのき台１丁目１番地　B棟205号
破産者　杉田誠一郎
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６１９号
兵庫県芦屋市呉川町３―９宮川荘201号室、住民票上の住所大阪市平野区加美北１丁目10番19―101号、前住所兵庫県芦屋市春日町13番５―103号
破産者　宅野　雅廣
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０２号
奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目29番20―414号
破産者　山田　勝年
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１３４号
岡山県倉敷市鳥羽914番地、開始決定時の住所岡山県倉敷市中庄1920番地77
破産者　小郷　義雪
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係